

第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会 設立総会・第 1 回総会



青の煌めき^{きら}あおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

日 時：令和4年11月18日（金）14時00分

場 所：八戸プラザホテル アーバンホール

第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会
設立総会・第 1 回総会資料 目次

〈設立総会〉

○次 第

○説明事項 1	第 80 回国民スポーツ大会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○説明事項 2	第 80 回国民スポーツ大会八戸市開催予定競技・・・・・・・・	3
○説明事項 3	第 80 回国民スポーツ大会開催準備経過・・・・・・・・・・	5
○説明事項 4	第 80 回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール・・	7
○議案第 1 号	第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会設立趣意書（案）・・	8
○議案第 2 号	第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則（案）・・	9
○議案第 3 号	第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会委員・役員等（案）・・	13

〈第 1 回総会〉

○次 第

○議案第 1 号	第 80 回国民スポーツ大会八戸市開催基本方針（案）・・	19
○報告事項	（１）今後の予定について・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	（２）第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会事務局規程・・	21

設立総会

第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会
設立総会 次第

日時：令和 4 年 11 月 18 日（金）14：00～

場所：八戸プラザホテル アーバンホール

1 開 会

2 あいさつ

八戸市長 熊谷 雄一

3 説明事項

説明事項 1 第 80 回国民スポーツ大会の概要

説明事項 2 第 80 回国民スポーツ大会八戸市開催予定競技

説明事項 3 第 80 回国民スポーツ大会開催準備経過

説明事項 4 第 80 回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール

4 議長選出

5 議 事

議案第 1 号 第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会設立趣意書（案）

議案第 2 号 第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則（案）

議案第 3 号 第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会委員・役員等（案）

6 閉 会

第 80 回国民スポーツ大会の概要

1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体（以下「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。

3 開催時期、期間

○本大会開催時期：令和 8 年 10 月（会期案については、県準備委員会において検討中）

○本大会開催期間：11 日間以内

※上記の詳細は大会開催 3 年前（令和 5 年）に日本スポーツ協会が青森県と協議して決定

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

○愛称

青の煌めきあおもり国スポ

○スローガン

翔ける未来へ縄文の風に乗って

○規定書体デザイン

青の煌めきあおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

○マスコットキャラクター



アップリート君

5 実施予定競技

〈正式競技〉37 競技

No.	競技名	No.	競技名	No.	競技名	No.	競技名
1	陸上競技	11	セーリング	21	柔道	31	空手道
2	水泳	12	ウェイトリフティング	22	ソフトボール	32	銃剣道
3	サッカー	13	ハンドボール	23	バドミントン	33	クレイ射撃
4	テニス	14	自転車	24	弓道	34	なぎなた
5	ボート	15	ソフトテニス	25	ライフル射撃	35	ボウリング
6	ホッケー	16	卓球	26	剣道	36	ゴルフ
7	バレーボール	17	軟式野球	27	ラグビーフットボール	37	トライアスロン
8	体操	18	相撲	28	スポーツクライミング		
9	バスケットボール	19	馬術	29	カヌー		
10	レスリング	20	フェンシング	30	アーチェリー		

〈特別競技〉1 競技

高等学校野球

〈公開競技〉7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス
エアロビック

〈デモンストレーションスポーツ〉38 競技

県民の皆様が気軽に国民スポーツ大会に参加できる機会を設け、幅広い年齢層の方々が生涯を通じてスポーツに親しむきっかけとすることや、世代間や地域間の交流の輪を広げることを目的に行われる競技。

（三八地域で開催される競技）

パークゴルフ（三戸町）、マラソン（田子町）、フロアボール（階上町）、ウォーキング（新郷村）

第 80 回国民スポーツ大会八戸市開催予定競技

〈正式競技〉

令和 4 年 11 月 18 日現在

No.	競技・種目名		種別	開催予定施設
1	サッカー		少年男子	プライフーズスタジアム ※1 八戸市東運動公園陸上競技場 八戸市南郷陸上競技場
2	バスケットボール		成年男子	八戸市東体育館
3	レスリング		全 種 別	FLAT HACHINOHE ※2
4	自転車	トラックレース	全 種 別	八戸自転車競技場
5	ソフトボール		成年男子	八戸市長根公園野球場 八戸市東運動公園野球場
6	ラグビーフットボール	7人制	成年男子 女 子	プライフーズスタジアム ※1
7	ボウリング		全 種 別	ゆりの木ボウル

※1 八戸市多賀多目的運動場

※2 12 月の県準備委員会常任委員会で正式決定

第80回国民スポーツ大会開催準備経過

年 月		内 容
平成 25 年	7 月	公益財団法人青森県体育協会が、令和 7 年（2025 年）に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成 26 年 平成 27 年	6 月 7 月	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全 6 回開催）
	9 月	青森県議会第 283 回定例会冒頭の提出議案知事説明において、知事が令和 7 年（2025 年）に開催される第 80 回国民体育大会本大会の本件承知について表明
	10 月	同上定例会において、県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11 月	知事、教育長、県体育協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成 28 年	1 月	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 29 年	4 月	会場地市町村第一次選定（内定） サッカー、バスケットボール、レスリング、自転車（トラックレース）、ソフトボール、ラグビーフットボール（7 人制）、ボウリング
平成 30 年	12 月	ラグビーフットボール（7 人制）競技の開催予定施設の変更 変更前：多賀多目的運動場、東運動公園陸上競技場、南郷陸上競技場 変更後：多賀多目的運動場
平成 30 年	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
令和 元年 令和 2 年	7 月 1 月	中央競技団体による正規視察（7 競技）
令和 元年	10 月	ボウリング競技の会場地変更 変更前：八戸市、三沢市 変更後：八戸市

年 月	内 容
令和 元年 10 月	公益財団法人日本スポーツ協会が、知事、公益財団法人青森県スポーツ協会会長、教育長に第 80 回国民スポーツ大会冬季大会の開催を依頼
11 月	令和元年 11 月青森県議会第 300 回定例会の一般質問において、知事が第 80 回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明
令和 2 年 6 月	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
9 月	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体を令和 5 年に開催することを決定し、これにより第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和 8 年に一年延期することが決定
10 月	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
令和 4 年 8 月	中央競技団体（レスリング）による会場候補地視察（FLAT HACHINOHE）
9 月	第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に対し、レスリング競技の開催予定施設の変更依頼 変更前：八戸市東体育館 変更後：FLAT HACHINOHE
11 月	青森県準備委員会第 11 回総務企画専門委員会において、レスリング競技の開催予定施設の変更承認
11 月	第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備員会設立総会・第 1 回総会

第80回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	八戸市準備組織	市
令和2年度 2020年 (開催6年前) 鹿児島国体※延期	▼青森国スポ開催内定		
令和3年度 2021年 (開催5年前) 三重国体※中止			
令和4年度 2022年 (開催4年前) 栃木国体		▼準備委員会設立 (総会開催)	
令和5年度 2023年 (開催3年前) 鹿児島国体	▼会場地総合視察 (日本スポーツ協会、文部科学省) ▼開催及び会期決定	▼実行委員会設立 (準備委員会から改組)	
令和6年度 2024年 (開催2年前) 佐賀国スポ			
令和7年度 2025年 (開催1年前) 滋賀国スポ 青森国スポ(冬)	▼リハーサル大会開催		▼リハーサル大会実施本部 設置
第80回国民スポーツ大会“冬季”大会開催			
令和8年度 2026年 青森国スポ(本)			▼大会実施本部の設置
第80回国民スポーツ大会“本”大会開催			
		▼実行委員会解散	

第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、わが国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

本県においては、昭和 52 年に「心ゆたかに 力たくましく」をスローガンに、冬季大会と本大会を同一県で行った史上初の完全国体として、第 32 回「あすなろ国体」が開催され、本市では冬季のスケート、秋季のバスケットボール・レスリング・軟式野球・弓道を合わせた 5 競技を開催し、これを成功に導いたことは、本市のスポーツ振興に大きく貢献しました。

令和 8 年の本県での国民スポーツ大会の開催は、2 万人を超える選手・監督をはじめ、多くの来県者が見込まれるなか、本市においても、多くの競技が開催されることは、本市の自然・歴史・文化・食等のあらゆる魅力を広く国民に伝える絶好の機会であると同時に、スポーツを通じた交流人口の拡大による地域活性化や、全ての市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」といった形で親しむことができる環境づくりの推進に大きく寄与するものと期待しています。

このような意義のある大会を成功に導くために、市民、各種関係団体及び行政機関からなる「第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会」を設立し、八戸市民の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものです。

令和 4 年 11 月 18 日

第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会において、八戸市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2）競技会開催に係る準備に関すること。
- （3）競技会開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4）競技会開催及び準備に係る経費に関すること。
- （5）関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6）その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）八戸市を代表する者
- （2）八戸市議会を代表する者
- （3）関係競技団体及び関係機関を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 5名以内
- （3）常任委員 30名以内
- （4）監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、八戸市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会において必要な事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - （1）総会から委任された事項に関すること。
 - （2）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - （3）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分できる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第14条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第15条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

付 則

この会則は、令和4年11月18日から施行する

第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会委員・役員等（案）

計 125 名

会長 1 名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市関係	八戸市	市長	熊 谷 雄 一

副会長 5 名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市議会関係	八戸市議会	議長	寺 地 則 行
スポーツ関係	八戸市スポーツ協会	会長	米 内 正 明
市関係	八戸市	副市長	佐々木 郁 夫
市関係	八戸市	副市長	石 田 慎一郎
市関係	八戸市教育委員会	教育長	伊 藤 博 章

常任委員 24 名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市関係	八戸市まちづくり文化スポーツ部	部長	前 田 晃
学校・教育関係	三八地区高等学校長協会	会長	谷地村 克 久
学校・教育関係	八戸市中学校校長会	会長	三 浦 一 純
学校・教育関係	八戸市小学校校長会	副会長	川 村 洋
競技団体	一般社団法人青森県サッカー協会	会長	大 南 博 義
競技団体	一般財団法人青森県バスケットボール協会	会長	田 中 雅 之
競技団体	青森県レスリング協会	会長	清 水 悦 郎
競技団体	青森県自転車競技連盟	会長	森 内 之保留
競技団体	青森県ソフトボール協会	会長	沼 澤 憲 三
競技団体	青森県ラグビーフットボール協会	会長	大 矢 保
競技団体	青森県ボウリング連盟	会長	津 島 淳
スポーツ関係	八戸市スポーツ推進委員協議会	会長	目 澤 伸 一
スポーツ関係	青森県高等学校体育連盟	会長	下川原 堅 藏
スポーツ関係	八戸市中学校体育連盟	会長	佐々木 敏 文
宿泊・飲食関係	八戸市旅館ホテル協同組合	理事長	附 田 眞 輔
宿泊・飲食関係	八戸ホテル協議会	会長	倉 田 任 康
宿泊・飲食関係	八戸情報共有会	幹事	下 遠 良 子
輸送・交通関係	三八五バス株式会社	代表取締役社長	安 達 清 幸
輸送・交通関係	岩手県北自動車株式会社	南部支社長	高 橋 学

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
輸送・交通関係	八戸市タクシー協会	会長	小笠原 修
保健・医療関係	一般社団法人八戸市医師会	会長	熊 谷 俊 一
各種団体関係	八戸商工会議所	会頭	武 輪 俊 彦
各種団体関係	一般財団法人 VISIT はちのへ	理事長	塚 原 隆 市
各種団体関係	八戸市連合町内会連絡協議会	会長	大 瀧 清 司

監事 2名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市関係	八戸市	代表監査委員	大 坪 秀 一
市関係	八戸市	会計管理者兼出納室長	佐々木 結 子

委員 34名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
県関係	八戸警察署	署長	山 田 正 昭
県関係	三八地域県民局	局長	富 谷 正 行
学校・教育関係	八戸工業大学	学長	坂 本 禎 智
学校・教育関係	八戸学院大学	学長	水 野 眞佐夫
学校・教育関係	八戸学院大学短期大学部	学長	杉 山 幸 子
学校・教育関係	八戸工業高等専門学校	校長	圓 山 重 直
学校・教育関係	八戸市私立幼稚園協会	会長	正部家 朱 美
学校・教育関係	八戸市連合父母と教師の会	会長	山 子 泰 典
競技団体	NP0 法人八戸市サッカー協会	会長	嶋 脇 洋 三
競技団体	八戸市バスケットボール協会	会長	石 黒 一 之
競技団体	八戸市レスリング協会	会長	橋 場 保 人
競技団体	八戸自転車競技協会	会長	立 花 敬 之
競技団体	八戸市ソフトボール協会	会長	豊 田 美 好
競技団体	八戸ラグビーフットボール協会	会長	一 戸 栄 司
競技団体	八戸市ボウリング協会	会長	古 川 一 司
スポーツ関係	八戸市スポーツ少年団	本部長	江 渡 光 夫
宿泊・飲食関係	八戸食品衛生協会	会長	横 町 俊 明
宿泊・飲食関係	公益社団法人青森県栄養士会	理事	西 野 祐 希
宿泊・飲食関係	一般社団法人青森県旅行業協会	会長	片 野 治
輸送・交通関係	一般財団法人青森県交通安全協会八戸地区交通安全協会	会長	速 水 悦 子
輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社八戸駅	駅長	吉 田 正 樹
輸送・交通関係	青い森鉄道株式会社	代表取締役社長	千 葉 耕 悦

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
保健・医療関係	八戸歯科医師会	会長	松 尾 芳 明
保健・医療関係	一般社団法人八戸薬剤師会	会長	阿 達 昌 亮
保健・医療関係	公益社団法人青森県看護協会三八支部	支部長	武 部 克 子
保健・医療関係	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	会長	田 口 豊 實
保健・医療関係	日本赤十字社青森県支部	事務局長	神 登喜彦
保健・医療関係	八戸市保育連合会	会長	今 川 一
通信・報道関係	日本郵便株式会社八戸郵便局	局長	高 橋 芳 雄
通信・報道関係	東日本電信電話株式会社宮城事業部青森支店	支店長	磯 崎 崇
各種団体	南郷商工会	会長	壬 生 八十博
各種団体	一般社団法人八戸青年会議所	理事長	工 藤 恵之助
各種団体	八戸市老人クラブ連合会	会長	上 田 武 男
各種団体	東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センター	所長	森 善 則

顧問 7名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
県議会関係	青森県議会	議員	田名部 定 男
県議会関係	青森県議会	議員	清 水 悦 郎
県議会関係	青森県議会	議員	山 田 知
県議会関係	青森県議会	議員	畠 山 敬 一
県議会関係	青森県議会	議員	田 中 満
県議会関係	青森県議会	議員	松 田 勝
県議会関係	青森県議会	議員	大 崎 光 明

参与 52名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市議会関係	八戸市議会	副議長	松 橋 知
市議会関係	八戸市議会	議員	坂 本 美 洋
市議会関係	八戸市議会	議員	伊 藤 圓 子
市議会関係	八戸市議会	議員	吉 田 淳 一
市議会関係	八戸市議会	議員	五 戸 定 博
市議会関係	八戸市議会	議員	立 花 敬 之
市議会関係	八戸市議会	議員	豊 田 美 好
市議会関係	八戸市議会	議員	山 名 文 世
市議会関係	八戸市議会	議員	壬 生 八十博

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市議会関係	八戸市議会	議員	森 園 秀 一
市議会関係	八戸市議会	議員	小屋敷 孝
市議会関係	八戸市議会	議員	夏 坂 修
市議会関係	八戸市議会	議員	藤 川 優 里
市議会関係	八戸市議会	議員	三 浦 博 司
市議会関係	八戸市議会	議員	上 条 幸 哉
市議会関係	八戸市議会	議員	冷 水 保
市議会関係	八戸市議会	議員	工 藤 悠 平
市議会関係	八戸市議会	議員	高 山 元 延
市議会関係	八戸市議会	議員	田 端 文 明
市議会関係	八戸市議会	議員	日 當 正 男
市議会関係	八戸市議会	議員	中 村 益 則
市議会関係	八戸市議会	議員	苔米地 あつ子
市議会関係	八戸市議会	議員	岡 田 英
市議会関係	八戸市議会	議員	久 保 百 恵
市議会関係	八戸市議会	議員	久 保 しょう
市議会関係	八戸市議会	議員	間 盛 仁
市議会関係	八戸市議会	議員	田名部 裕 美
市議会関係	八戸市議会	議員	高 橋 貴 之
市議会関係	八戸市議会	議員	高 橋 正 人
市議会関係	八戸市議会	議員	山之内 悠
市議会関係	八戸市議会	議員	吉 田 洸 龍
市関係	八戸市教育委員会	委員	油 川 育 子
市関係	八戸市教育委員会	委員	小瀬川 喜 井
市関係	八戸市教育委員会	委員	福 井 武 久
市関係	八戸市教育委員会	委員	西 山 康 巳
報道機関	日本放送協会青森放送局	局長	中 村 円 香
報道機関	青森放送株式会社八戸支社	支社長	星 昌 彦
報道機関	株式会社青森テレビ八戸支社	支社長	津 田 禎
報道機関	株式会社デーリー東北新聞社	代表取締役社長	荒 瀬 潔
報道機関	株式会社東奥日報社八戸支社	執行役員八戸支社長	荒 谷 達 也
報道機関	株式会社朝日新聞社八戸支局	支局長	横 山 蔵 利
報道機関	株式会社毎日新聞社青森支局	支局長	遠 山 和 彦
報道機関	株式会社読売新聞社八戸支局	支局長	福 浦 則 和
報道機関	株式会社時事通信社青森支局	支局長	四ツ井 宗 治

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
報道機関	株式会社河北新報社青森総局	総局長	古 関 良 行
報道機関	株式会社岩手日報社久慈支局	支局長	木 村 亮
報道機関	株式会社フジテレビジョン報道局青森支局	支局長	地 名 伸 一
報道機関	一般社団法人共同通信社青森支局	支局長	檜 森 史 朗
報道機関	株式会社日本経済新聞社青森支局	支局長	伊 藤 敏 克
報道機関	青森朝日放送株式会社八戸支社	執行役員八戸支社長	浜 谷 英 幸
報道機関	株式会社八戸テレビ放送	代表取締役社長	大久保 修
報道機関	株式会社陸奥新報社青森支社	支社長	今 井 珠 世

計 125 名

第 1 回 総 会

第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会
第 1 回総会 次第

日時：令和 4 年 11 月 18 日（金）14：30～

場所：八戸プラザホテル アーバンホール

1 開 会

2 議 事

議案第 1 号 第 80 回国民スポーツ大会八戸市開催基本方針（案）

3 報告事項

（１）今後の予定について

（２）第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会事務局規程

4 閉 会

第80回国民スポーツ大会八戸市開催基本方針（案）

1 基本方針

第80回国民スポーツ大会は、本県で49年ぶりに開催する国内最大のスポーツの祭典として、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市 八戸市」のあらゆる魅力を発信し、市民総参加による八戸ならではの大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により簡素・効率化を図るとともに、将来の市民へと引き継がれる貴重なスポーツ資源となるよう、大会終了後を見据えた取組を推進します。

また、この大会の開催を契機に、多様な世代のだれもが様々な形でスポーツに関わり、スポーツの振興はもとより、健康づくりや生きがいづくり、さらには交流人口の拡大等による地域経済の活性化につながるよう努めます。

2 実施目標

（1）市民の「する・みる・ささえる」スポーツ活動の促進を図る大会

多様な世代のだれもが、「する・みる・ささえる」スポーツ活動に積極的に参画するきっかけとなる大会を目指します。

（2）スポーツによる地域経済の活性化をさらに促す契機とする大会

大会の開催をスポーツによる地域経済の活性化をさらに促す契機とするため、新たなスポーツ資源の構築や交流人口の拡大に積極的に努めます。

（3）八戸のあらゆる魅力を全国に発信する大会

当市を訪れる全ての人々をおもてなしの心で温かく迎え、交流の輪を広げるとともに、八戸のあらゆる魅力を全国に発信します。

今後の予定について

１ 次回会議開催（案）について

（１）会議名称： 第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会第 2 回総会及び
第 80 回国民スポーツ大会八戸市実行委員会第 1 回総会

（２）開催時期： 令和 5 年 8 月
(第 80 回国民スポーツ大会の開催及び会期の正式決定後速やかに開催します。)

第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会事務局規程

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則（以下「会則」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき、第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 事務局

（設置）

第 2 条 事務局は、八戸市まちづくり文化スポーツ部スポーツ振興課内に置く。

（業務）

第 3 条 事務局は、第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の運営に関する事務を処理する。

（職員）

第 4 条 事務局に次の職員を置く。

- （１）事務局長
- （２）事務局次長
- （３）事務局リーダー
- （４）事務局員

２ 前項の職員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

３ 事務局に出納員を置く。

４ 第 1 項に定める職員のほか、必要に応じ、事務局に八戸市職員以外の者を置くことができる。

（職務）

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総理する。

２ 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

３ 事務局リーダーは、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

４ 事務局員は、所管事務に従事する。

第 3 章 事務の専決等

（事務局長の専決事項）

第 6 条 事務局長は、次の各号に掲げる事項について専決する。

- （１）準備委員会の事業の実施において、重要な事項に関すること。
- （２）この規程の軽微な改正に関すること。

2 事務局長は、前項の規定に定めがないものであっても、その内容により専決することが適當であると認められるものについては、専決することができる。

3 事務局長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を速やかに会長に報告しなければならない。

(事務局次長の専決事項)

第7条 事務局次長は、次の各号に掲げる事項について専決する。

(1) 準備委員会の通常の事業の実施に関すること。

(2) 照会、回答、申請、届出、報告等(事務局リーダー専決事項を除く。)に関すること。

(事務局リーダーの専決事項)

第8条 事務局リーダーは、軽易な照会、回答、申請、届出、報告等に関する事項について専決する。

(代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第2に掲げる区分に従い同表に定める者がその事務を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ事務局長が処理方針を指示した事項については、この限りではない。

3 第1項の規定により代決した者は、代決した事項のうち必要と認められるものについては、速やかに決裁権者に報告しなければならない。

第4章 文書の取扱い

(記号及び番号)

第10条 施行する文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「国ス八」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(編さん及び保存)

第11条 施行を完了した文書は、事務局において編さんし、保存しなければならない。

(文書の取扱い)

第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、八戸市文書取扱規程(平成5年3月31日規程第8号。以下「文書取扱規程」という。)の例による。

第5章 公印

(公印)

第13条 事務局が使用する公印の種類は、別表第3のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長の指定する職員が管理する。

(公印の取扱い)

第14条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、文書取扱規程の例による。

第6章 補則

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月18日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職 名	充 て る 職
事 務 局 長	八戸市まちづくり文化スポーツ部長
事 務 局 次 長	八戸市まちづくり文化スポーツ部次長兼スポーツ振興課長
事 務 局 リ ー ダ ー	八戸市まちづくり文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興グループリーダー
事 務 局 員	八戸市まちづくり文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興グループ員

別表第2（第9条関係）

決 裁 区 分	第 1 順 位 者	第 2 順 位 者
会 長	事 務 局 長	事 務 局 次 長
事 務 局 長	事 務 局 次 長	事務局リーダー
事 務 局 次 長	事務局リーダー	

別表第3（第13条関係）

公印の種類	寸 法	字 体
会長之印	正方形 24 mm×24 mm	てん書体
事務局長之印	正方形 24 mm×24 mm	てん書体